

一 国税徴収法の制定

1 明治22年2月 国税徴収法案及び勅令案

大蔵省請議 二十二年二月二十八日

過般市制町村制ヲ制定セラレ、来ル四月一日ヨリ実施相成ルヘキニ付テハ、此際国税徴収上市町村ノ關係ヲ明カニシ、併テ徴収上官民ノ權利義務ニ関スル二三ノ要則ヲ規定スルノ必要アルヲ以テ、別紙国税徴収法案並勅令案ヲ具シ、茲ニ閣議ヲ請フ

国税徴収法 目次

第一章 総則

第一条ヨリ第八条ニ至ル

第二章 徴収

第九条ヨリ第十四条ニ至ル

第三章 先収権

第十五条ヨリ第十八条ニ至ル

第四章 期滿免除

第十九条ヨリ第二十一条ニ至ル

第五章 附則

第二十二條ヨリ第二十四條ニ至ル

国税徴収法

第一章 総則

第一条 国税ハ関税ヲ除ク外、総テ此法律ニ拠テ之ヲ徴収ス

本条ハ此法ニ拠テ徴収スヘキ国税ノ範圍ヲ明ニセシモノトス、而シテ其之ヲ関税ニ及ボサルモノハ、関税ハ其性質ヲ異ニシテ固ヨリ此法ヲ適用スヘキニ非サレハナリ

第二条 市町村ハ其市町村内ノ地租ヲ徴収シ、之ヲ金庫ニ納付スヘシ

前項ノ事務ニ関スル費用ハ市町村ノ負担トス

本条ハ実ニ我邦古來地租納入上ノ慣行ヲ逐ヒ、之ヲ法文ト為スニ過キサルモノトス、然リ而シテ此慣行タルヤ徴租上ノ實際ニ於テ自カラ然カラサルヲ得サルモノアリ、何トナレハ從來地租ニ在テ各納租人別ノ名寄帳ナルモノハ、単ニ町村ニノミ設備シアルモノナルヲ以テ、今俄カニ納租者各自ニ向テ之ヲ課徴スルニ由シナケレハナリ、且ツ之ヲ海外諸國ノ事例ニ徴スルニ、普國ノ如キハ其地租ノ徴収ニ在テ現ニ本条ノ規定ト其制ヲ同フセリ

第三条 地租ヲ除キ、其他ノ国税ハ勅令ヲ以テ命スルトキハ、市町村之ヲ徴収シ金庫ニ納付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ徴収ニ関スル事務ノ費用トシテ、徴収金額ノ百分ノ四ヲ其市町村ニ交付スヘシ

本条第一項ハ税金徴収ノ法ヲ簡易ニセンガ為メ設ケタルモノニシテ、無數ノ納税人ヲシテ各自ニ其税金ヲ上納セシムルトキハ、納期ニ際シ納税者一時ニ徴税官署ニ輻輳シ、又ハ些少ノ税金ヲ納ムル者ニ在テハ、往々税額ニ超過スルノ旅費ヲ要スル等、官民共ニ其不便ニ堪ユル能ハス、故ニ各納税人ト政府ノ間ニ一ノ税金徴収者ヲ置キ、此不便ヲ除去スルヲ必要トス、是レ本案ニ於テ從來戸長ヲシテ税金ヲ取纏メシメタルノ慣行ヲ參酌シ、特ニ税種

ヲ限り勅令ヲ以テ命スルトキハ、市町村ヲシテ之ヲ徴収セシメント欲スル所以ナリ

第二項ハ既ニ一般ノ官治事務ヲ以テ市町村ニ任託スル上ハ、其費用ヲ交付スヘキハ固ヨリ当然ノコトナリトス、然ルニ其交付額ハ今仮リニ之ヲ予算スレハ、凡ソ徴収額ノ百分ノ四ニ当ル金額ヲ給与スルヲ以テ至当トナス目的ナリ

第四条 市町村ハ地租及ヒ勅令ヲ以テ命セラレタル国税ヲ徴収スル為メ、徴稅役ヲ置クヘシ

本条ヲ設クル所以ハ、納稅額ノ命令ヲ伝フル者ト、徴収ノ実務ニ当リ現金ヲ取扱フ者ト、各其責務ヲ分タシメント欲スルニ由ル、然リ而シテ徴稅役ノ市町村ニ對スル責任其他ノ關係ノ如キハ、固ヨリ市町村自家ノ規定ニ一任スヘキモノナリト雖モ、或ル場合ニ於テハ便宜之カ準拠ヲ示ス所アラント欲ス

第五条 市町村ハ過誤怠慢ニ依リ其徴収スヘキ税金ニ不足ヲ生シ、又ハ其徴収シタル税金ヲ亡失シタルトキハ、之ヲ弁償スルノ責ニ任スヘシ

前項ニ依リ徴収スヘキ税金ニ不足ヲ生シ之ヲ弁償シタルトキハ、政府ハ納稅人ニ對シ有スル權利ハ該市町村ニ移ルモノトス

本条第一項ハ市町村ノ責任ヲ明ニシタルモノニシテ、其徴収スヘキ税金ニ不足ヲ生ストハ、例令ヘハ納額伝令書ヲ發スヘキニ之ヲ發セス又ハ税金ノ計算ヲ誤マリ、正數ヨリ之ヲ減収シタル場合等ノ如キヲ云フ

第二項ハ市町村ノ被稅者ニ對スル權利ヲ規定シタルモノニシテ、例ヘハ市町村ニ於テハ納額伝令書ノ發付ヲ遺忽シテ其税金ヲ弁償シタルトキハ、本税金ノ期滿免除ノ日ニ至ルマテハ何時ニテモ之ヲ徴収シ得ルノ類ヲ云フ

第六条 市町村ハ避クヘカラサル震災ニ罹リ、其徴収シタル税金ヲ亡失シタルトキハ、府県知事ヲ經テ其責任ノ免除ヲ大藏大臣ニ訴願スルコトヲ得

本条ハ前条ノ例外ヲ規定シタルモノニシテ、避クヘカラサル変災ニ罹リタル事実アルトキハ、其責任ヲ免除スヘキハ固トニ正理ノコトナリトス

第七条 納税人若シ納期限ヲ過キ国税ヲ完納セサルトキハ、別ニ定ムル所ノ法律命令ニ拠リ之ヲ処分ス

別ニ定ムル所ノ法律命令トハ、国税滞納処分法及ヒ之ニ関スル命令ヲ云フ

第八条 国税納期ノ末日、若シ日曜日又ハ大祭日祝日ニ当ルトキハ、其翌日ヲ以テ納期ノ末日トス

本条ハ別ニ説明ヲ要セス

第二章 徴収

第九条 地租及ヒ勅令ヲ以テ命セラレタル国税ヲ徴収スルニハ、市ハ府県知事ヨリ、町村ハ郡長ヨリ市町村ニ対シ納額令書ヲ發スヘシ

前項外ノ国税ヲ徴収スルニハ、市ハ府県知事ヨリ、町村ハ郡長ヨリ各納税人ニ対シ納額令書ヲ發スヘシ

本条ハ国税ノ賦課徴収ニ係ル命令ヲ發スルハ、市ハ府県知事、町村ハ郡長ノ職權ナルコトヲ明カニスルモノナリトス

第十条 市町村ニ於テ地租ハ納額令書ノ総額ニ基キ名寄帳ニ照シ、勅令ヲ以テ命セラレタル国税ハ納額令書ニ拠リ納額令書ヲ調製シ、之ヲ各納税人ニ發付スヘシ

本条ハ市町村ニ於テ納額令書ヲ受領シタル後チ、之ヲ各納税人ニ対シ納額伝令書ヲ發スヘキノ手續キヲ規定シタルモノトス

第十一条 納期アルモノハ該納期ノ十五日以前納期數日ニ涉ルモノハ初日ノ十五日以前ヲ云フ隨時收入ニ係ルモノハ其納期日ヲ定メ、納額令書若クハ納額伝令書ヲ發スヘシ、但納期アルモノト雖モ、其税則ニ於テ十五日ノ猶予ナキモノハ此限ニアラス

納税人ヲシテ其納額ト納期トヲ前知セシムルハ成ルヘク駿早ナルヲ要ス、本条ノ十五日ハ其最短期ヲ示スモノナリ、而シテ又十五日ノ猶予ナキモノトハ、米商會所税及株式取引所税ノ如キヲ云フ

第十二条 第九条一項ノ場合ニ於テハ、各納税人ハ税金ヲ市町村ニ払込ミ、其領收書ヲ得テ納税ノ義務ヲ了ルモノトス

第九条二項ノ場合ニ於テハ、各納税人ハ税金ヲ金庫ニ払込ミ、其別符付領收証ヲ得、之ヲ徴税官ニ差出シ、其別符ノ切離及領收証ノ検印ヲ得テ其納税義務ヲ了ルモノトス

本条ハ各納税人税金振込ミノ手續キ及ヒ其義務解除ノ方法ヲ規定シタルモノニシテ、其市町村ニ払込ムノ期日ハ各税則ニ定メタル納期限マテニ之ヲ払込マシムルモノトス、抑モ従来ノ慣行ニヨレハ納期限マテニ金庫ニ納入セシムルノ制ニツキ、戸長ニ於テ納期限以内ニ適宜ニ納期日ヲ定メタルト雖モ、今ヤ本法ニ於テ市町村ヲシテ国税ヲ徴收セシムルトキハ、亦此必要ナキモノトス、然リ而シテ別符付ノ領收証トハ徴税上ノ用語ニシテ、二枚連続シ割印ヲ以テ偽造ヲ防ク様ニ作りタル証書ナリ

第十三条 市町村ハ其領收シタル税金ヲ金庫ニ払込ミ其別符付領收証ヲ得、之ヲ徴税官ニ差出シ、其別符ノ切離及領收証ノ検印ヲ得テ其義務ヲ了ルモノトス

本条ハ市町村ノ税金納入及ヒ其義務解除ノ方法ヲ定メタルモノトス

第十四条 市町村ハ納期限ヲ過キ税金ヲ完納セサル者アルトキハ、其滞納税目及金額、滞納人ノ住所姓名ヲ詳記シ、之ヲ徴税官ヘ申報スヘシ

本条ハ納税人ニ於テ其義務ヲ怠タルトキハ、滞納処分ヲ施サ、ルヘカラサルヲ以テ、市町村ニ於テ本条ノ取調ヲ為シ、之ヲ徴税官ニ報告セシムルヲ必要ナリトス

第三章 先取権

第十五条 国税ノ徴収ニ付テハ、総テ他ノ債主ニ対シ先取権アルモノトス

本条ハ他ノ債主ニ対スル国庫ノ特權ヲ規定シタルモノニシテ、其理由一ニシテ足ラスト雖モ、要スルニ国税ハ国家公共ノ費用ニ充ルモノニシテ、所謂公益ハ私益ニ先ツノ原則ニ基キシモノナリトス

第十六条 納税人他ノ負債ニ依リ身代限リノ処分ヲ受ルトキ、其既ニ納額令書ヲ發シタルモノアルトキハ、未タ其納期ニ至ラサルモ他ノ債主ニ先チ其税金ヲ徴収スヘシ

前項ノ場合ニ於テ酒類醬油造石税ニ限り、其課額既ニ定リタル税金ハ未タ其納期ニ至ラサルモ他ノ債主ニ先チ之ヲ徴収スヘシ

本条ハ納税人ノ家資分散ニ際シ国庫ノ特權ヲ規定シタルモノニシテ、此場合ニ於テ其既ニ納額令書ヲ發シタルモノアルトキハ、未タ納期ニ至ラサル税金ヲモ徴収スルモノハ、国税抵償物ノ消失スルヲ以テナリ

第二項ノ例外法ヲ設クル所以ハ、酒類醬油造石税ハ其造石ヲ檢了シテ課額既ニ定リタル後チ、期ヲ分チ之ヲ分徴スルモノナルヲ以テ、納額令書ヲ發付ヲ以テ区分スルトキハ、既定ノ税金ヲ徴収シ能ハサル場合アルヲ以テナリ

第十七条 前条ノ場合ニ於テ、負債ノ抵償物件中若シ徴収ヲ要スル税金ノ納期限ヨリ一箇年前ニ質入書入ト為シタルモノアルトキハ、其売却代金ヨリ先ツ其負債金額ニ充テタル後税金ヲ徴収スヘシ

本条ハ前条ニ規定シタル国税ノ先取特權ヲ制限セシモノナリ、蓋シ国税ノ先取特權タル一國公共ノ必要上止ムヲ得サルニ出テシモノニシテ、成ルヘク他債主ノ權利ヲ害スヘカラス、則チ税金ノ納期限ヨリ一箇年前ニ質入書入ト為シタルモノハ、未タ納税ノ義務ヲ生セサル前、既ニ他債主ノ抵当ト為リタルモノナレハナリ

第十八条 地方税備荒儲蓄金市町村税、若クハ徴発令ニ依リ負担スヘキ費用ヲ滞納シタル為メ、滞納者ノ財産ヲ売却

シタル場合ニ於テ、若シ国税ノ納期ニ際シタルトキハ国税ヲ先取スヘシ

本条ハ国税ト地方税以下ノ先取順序ヲ規定セシモノトス、蓋シ從來地方税以下ノ滞納処分ヲ為スニ当リ、国税ノ納額既定ノ後チト雖モ、其財産ハ地方税以下ノ為メニ差押ヘ公売セシヲ以テ、国税ヲ徴収スル能ハサルコト往々アリ、此ノ如キ場合ニ於テハ先取順序ノ明文ヲ要スルヲ以テ、特ニ本条ヲ設ケタルナリ

第四章 期滿免除

第十九条 納額令書若クハ納額伝令書ヲ發付セス、若クハ之ヲ發付スルモ滞納処分ヲ為サスシテ納期限ノ翌日ヨリ起算シテ滿三年ヲ經過スルトキハ、納税人ハ其義務ヲ免ル、モノトス

期滿免除ナルモノハ時日ノ經過ト、政府カ納期ニ至ルモ其徵稅權ヲ行ハサルニ由リ生スル所ノ推測トニ基クモノニシテ、之ヲ要スルニ法律上ノ思料ニ出ルモノトス、抑々徵稅上本条ノ規定ヲ必要トスル所以ノモノハ、凡ソ事物ハ時日ヲ經ルニ從ヒ遂ニ其証憑ヲ湮滅スルモノトス、然ルニ若シ数年ヲ經過スルモ猶之ヲ追徵スルモノトナストキハ、納税人ニ在テハ或ハ徵稅官吏ノ領收証ヲ亡失シ、其義務ノ既ニ解除トナリタルヲ證明シ能ハサルノ恐れナキヲ保タルノミナラス、政府ニ於テモ亦義務整理上常ニ紛雜ノ煩ヲ取ラサルヲ得ス、即チ一般ノ利益ニ非サレハナリ、然リ而シテ其期限ヲ滿三年ト定メタルハ、欧米各国ノ例ヲ斟酌シタルモノトス

第二十條 納税人若シ法律命令ヲ犯シ脱稅ヲ為シタル場合ニ於テ、其公訴ノ期滿免除ト為ルトキハ、其脱稅額ノ追徵モ亦同時ニ之ヲ免ル、モノトス

本条ハ脱稅ニ関スル期滿免除ヲ規定シタルモノニシテ、納税人税則ニ背犯スルモ時日經過ノ効ニ因リ其処罰期滿免除トナルトキハ、其脱稅額ノ追徵モ亦同時ニ之ヲ免脱セシムルヲ以テ相当トス、何トナレハ税則犯ニ對スル処罰權ト徵稅權トヲ併論スルトキハ、処罰ハ主ニシテ徵稅ハ從ナリ、既ニ其主タル処罰期滿免除トナルモ、從タル

徵稅尚ホ依然トシテ成立スルノ理由ナケレハナリ

第二十一条 国稅期滿免除ノ期限内ニ於テ、納額令書若クハ納額伝令書ヲ發付シタルトキハ、期限ノ經過ヲ中断スルモノトス

期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中断シタルトキハ、更ニ其翌日ヨリ期限ヲ起算スヘシ、但前後ノ日數ヲ通算シ滿五年ヲ過ルコトヲ得ス

本条ハ期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中断スヘキ原由ヲ示シタルモノニシテ、抑々期滿免除ナルモノハ第十九条ニ説明スル如ク、納期ニ至ルモ其徵稅權ヲ行ハサルニ由リ生スル所ノ推測ニ外ナラスシテ、而シテ其徵稅權ヲ実行スルハ納額令書若クハ納額伝令書ヲ發スルニ在ルヲ以テ、若シ之ヲ發スルトキハ期滿免除ノ原由ハ自ラ消滅シ、随テ政府ハ其徵稅權ヲ恢復スルニ至ルヘキナリ

第二項ハ前項ノ効果ヲ規定シタルモノニシテ、若シ徵稅ノ手續ヲ為ストキハ、前既ニ經過シタル日數ヲ虚無トナシ、更ニ其期限ヲ起算スルモノナリ、而シテ其期限ノ經過ヲ中断スルコト再三及フトキハ、国稅期滿免除ノ名アリト雖モ、其実ナキニ至ルヘシ、故ニ前後ノ日數ヲ通算シテ滿五年ヲ過ルコト能ハサルノ制限ヲ設クルモノトス

第五章 附則

第二十二条 市制町村制ノ施行ニ至ラサル地方ニ於テハ、此法律ニ拠リ市町村ノ為スヘキ職務ハ戸長ニ於テ之ヲ掌ルヘシ

第二十三条 此法律ハ明治 年 月 日ヨリ施行ス、但沖縄県及東京府管轄小笠原島伊豆七島ハ当分ニ之ヲ施行セス

第二十四条 現行法令中、此法律ニ抵触スル条項ハ都テ廢止ス

勅令

朕、市町村ヲシテ所得税以下国税ノ徴収ヲ為サシムルノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年 月 日

内閣総理大臣
大藏大臣

勅令第 号

所得税以下、左ニ掲クル国税ハ市町村ヲシテ之ヲ徴収セシム

- 一 所得税
- 一 酒造税中自家用料酒鑑札料
- 一 菓子税中製造税、製造営業税、卸売営業税、小売営業税
- 一 烟草税中製造営業税、仲買営業税、小売営業税
- 一 売薬税中営業税
- 一 船税
- 一 車税
- 一 牛馬売買免許税
- 一 銃猟免許税

法制局議案 二十二年三月六日

大蔵大臣提議、国税徴収法及国税徴収ニ関スル勅令案、付箋修正ノ通ニテ可然ト認ム

○修正案略ス
○元老院検視

『法規分類大全』第二編卷十

2 「明治22年」 国税徴収法案への意見

印 「渡辺國武」

参事官 駒井重格印

国税徴収法案調査委員ニ於テ審査決議ノ旨上申相成候処、右ノ中小官ニ於テハ頗ル同意ヲ表シ難キ諸点有之、然レトモ衆議ノアル処ナルヲ以テ已ヲ得ス之ニ承服仕候へ共、今此完美ナル法律ヲ定メラントスルニ、其法案ニ於テ不完全ノ廉アリト思考シ、之ヲ黙視スルハ実ニ忍ヒサル次第第二付、御参考ノ為メ左ニ鄙見ヲ陳述仕候

第一 第四条ヲ削除スヘシ

租税ノ徴収ヲ以テ一人ナル市町村ニ負担セシメタル以上ハ、法律ハ徹頭徹尾市町村ノ集合体ヲ目的トシテ可ナリ、市町村ニハ市町村制ニ拠リ各其事務ヲ担任スル役員ヲ定メラレタルヲ以テ、徴収ノ法律ヲ以テ其主任役ヲ置クヘシト定ムルノ必要ナシ、況ンヤ立案ノ目的ニ於テモ、徴税役ハ市町村ノ収入役ヲシテ兼務セシメントスルノ意ナルヲヤ

若シ果シテ収入役ノ外別ニ徴税役ノ資格ヲ分裂スルノ必要アリトセハ、徴税役ハ只市町村ノ一役員ニ過キササルヲ以テ、市町村制ニ追加スルノ法案ヲ提出スルヲ適當トス

第二 第九条ハ左ノ如ク改ムヘシ

第九条 国税ハ総テ納額令書ヲ発シテ之ヲ徴収スヘシ

憲法第十条ニ拠レハ、憲法又ハ法律ヲ以テ特例ヲ定ムルモノ、外、官制ヲ定ムルハ天皇陛下ノ大権ニアルモノナリ、此精神ヲ以テ考フルトキハ、行政ノ事務ヲ執行スルニ如何ナル職務ハ如何ナル官吏ヲ置キ之ヲ執ラシムルヤヲ定ムルハ、即チ天皇陛下ノ大権ニ属スルモノニシテ、敢テ議會ノ協賛ヲ要セサルコト明カナリト云フヘシ、然ルニ法律ヲ以テ某ノ職務ヲ某ノ官吏ニ付スルコトヲ定ムルトキハ、議會ノ協賛ヲ待テ定ムルモノニシテ、所謂ル特例ノ部分ナリト云ハサルヲ得ス、今租税ヲ徴収スルニ当リテ、如何ナル吏員ヲシテ之ヲ執行セシムルト云フカ如キハ、単ニ法律ノ執行ニシテ行政部内ノ組織ニ属スルモノト云フヘシ、故ニ敢テ特例トシテ議會ノ協賛ヲ要スヘシト云フカ如キ重要ナルモノニアラサルナリ、然ルヲ納額令書ヲ発スルハ府県知事又ハ郡長ニ於テスヘキノ旨ヲ、法律ヲ以テ規定スルハ決シテ其當ヲ得タルモノト云フヘカラス

第三 第十条ハ前項ノ如ク第九条ヲ改ムルトキハ删除スヘシ

第四 第十一条ハ删除スヘシ

本条ハ法律ヲ執行スルニ当リ納税者ノ便否ヲ慮リタルニ過キサレハ、勅令又ハ省令ヲ以テ定メテ可ナリ、法律ヲ以テ如此キコトヲ定ムルトキハ、納額令書ノ有効無効ハ此条ヨリ決スルニ至ル故ニ、納期ノ十五日前ニ発セサルモノハ無効ナリト云フニ至ラン、加フルニ税法ニ於テ或ル種ノ税ハ単ニ納期ノ末日ノミヲ定メ其初日ノ不明ナルモノアリ、是等ノ如キハ前納期ヲ過クレハ次ノ納期ニ入ルモノト云ハサルヲ得ス、然ルトキハ第十一条ニ拠リ此種ノ租税ハ前納期中ニ次期ノ納額令書ヲ発セサルヘカラサルニ至ルヘシ

第五 第十二条第十三条ハ删除スヘシ

此二条ハ義務ヲ解除スル手續キナルノミナラス、本年四月一日ヨリ施行スルニハ歳入出入納規則ヲモ改メサルヘカ
ラス、新会計法ハ来年四月ヨリ施行スルモノナレハ、出納ノ手續キハ之ト同時ニ改ムルヲ要ス

(国立公文書館所蔵「松方家文書」第32号18)

3 明治22年3月 国税徴収法の公布

朕、国税徴収法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年三月十三日

内閣総理大臣 伯爵 黒田清隆

大蔵大臣 伯爵 松方正義

法律第九号(官報三月十四日)

国税徴収法

第一章 総則

第一条 国税ハ関税ヲ除ク外、総テ此法律ニ拠テ之ヲ徴収ス

第二条 市町村ハ其市町村内ノ地租ヲ徴収シ、之ヲ金庫ニ納付スルノ義務アルモノトス

前項ノ事務ニ関スル費用ハ市町村ノ負担トス

第三条 其他ノ国税ハ勅令ヲ以テ命スルトキハ前条ノ例ニ依ル

前項ノ場合ニ於テハ徴収金額ノ百分ノ四ヲ其市町村ニ交付スヘシ

第四条 市町村ハ過誤怠慢ニ依リ其徴収シタル税金ヲ亡失シタルトキハ、之ヲ弁償スルノ責ニ任スヘシ

第五条 市町村ハ避クヘカラサル震災ニ罹リ其徴収シタル税金ヲ亡失シタルトキハ、府県知事ヲ經テ其責任ノ免除ヲ

大蔵大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六条 納税人納期限ヲ過キ国税ヲ完納セサルトキハ、別ニ定ムル所ノ法律ニ拠リ之ヲ処分ス

第七条 国税納期ノ末日日曜日又ハ大祭日祝日ニ当ルトキハ、其翌日ヲ以テ納期ノ末日トス

第二章 徴収

第八条 地租及勅令ニ依リ市町村ニ於テ徴収スヘキ国税ヲ徴収スルトキハ、府県知事ハ市ニ、郡長ハ町村ニ對シ徴稅令書ヲ發スヘシ
令書ヲ發スヘシ

前項外ノ国税ヲ徴収スルトキハ、市ニ於テハ府県知事、町村ニ於テハ郡長ヨリ各納税人ニ對シ徴稅令書ヲ發スヘシ

第九条 市町村長ハ徴稅令書ニ拠リ徴稅伝令書ヲ調製シ、之ヲ各納税人ニ發スヘシ

第十条 納期アルモノハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外、該納期ノ十五日以前^{納期數日ニ涉ルモノハ初日ノ十五日以前ヲ云フ}、隨時收入ニ係ルモ

ノハ其納期日ヲ定メ、徴稅令書若クハ徴稅伝令書ヲ發スヘシ

第十一条 第八条第一項ノ場合ニ於テハ各納税人ハ税金ヲ市町村收入役ニ払込ミ、其領收証ニ市町村長ノ檢印ヲ得テ
納稅ノ義務ヲ了ルモノトス、但町村会ノ議決ヲ以テ町村長ニ收入役ノ事務ヲ委任スルコトヲ得

第八条第二項ノ場合ニ於テハ各納税人ハ税金ヲ金庫ニ払込ミ其別符附領收証ヲ得、之ヲ收入官吏ニ差出シ、其別符
ノ切離及領收証ノ檢印ヲ得テ其納稅義務ヲ了ルモノトス

第十二条 市町村長ハ市町村收入役ニ於テ受領シタル税金ヲ受取之ヲ金庫ニ払込ミ、其別符附領收証ヲ得、之ヲ收入
官吏ニ差出シ、其別符ノ切離及領收証ノ檢印ヲ得テ其義務ヲ了ルモノトス

第十三条 市町村長ハ納期限ヲ過キ税金ヲ完納セサル者アルトキハ、其滞納ノ税目金額及滞納人ノ住所氏名ヲ記載シ之ヲ收入官吏ニ報告スヘシ

第十四条 納税人他ノ負債ニ依リ身代限りノ処分ヲ受ルトキ、其既ニ徵稅令書ヲ發シタルモノアルトキハ、未タ其納期ニ至ラサルモ他ノ債主ニ先チ其税金ヲ徵收スヘシ

前項ノ場合ニ於テ酒類醬油造石税ニ限り、其課額既ニ定リタル税金ハ未タ其納期ニ至ラサルモ他ノ債主ニ先チ之ヲ徵收スヘシ

第十五条 前条ノ場合ニ於テ負債ノ抵償物件中徵收ヲ要スル税金ノ納期限ヨリ一箇年前ニ質入書入ト為シタルモノアルトキハ、其売却代金ヨリ先ツ其負債金額ニ充テタル後税金ヲ徵收スヘシ

第十六条 地方稅備荒儲蓄金市町村稅ヲ滞納シタル為メ、滞納者ノ財産ヲ売却シタル場合ニ於テ、既ニ徵稅令書ヲ發シタルモノアルトキハ國稅ヲ先取スヘシ

第三章 期滿免除

第十七条 徵稅令書若クハ徵稅伝令書ヲ發セスシテ納期限ノ翌日ヨリ起算シ滿三年ヲ經過スルトキハ、納税人ハ其義務ヲ免ル、モノトス

第十八条 納税人法律命令ヲ犯シ脱稅ヲナシタル場合ニ於テ、其公訴ノ期滿免除ト為ルトキハ、其脱稅金ノ追徵モ亦同時ニ免ル、モノトス

第十九条 國稅期滿免除ノ期限内ニ於テ徵稅令書若クハ徵稅伝令書ヲ發シタルトキハ、期限ノ經過ヲ中断スルモノトス

期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中断シタルトキハ更ニ其翌日ヨリ期限ヲ起算スヘシ、但前後ノ日數ヲ通算シ滿五年ヲ過ル

コトヲ得ス

第四章 附則

第二十條 市制町村制ノ施行ニ至ラサル地方ニ於テハ、此法律ニ拠リ市町村ノ為スヘキ職務ハ区戸長ニ於テ之ヲ行フヘシ

第二十二條 此法律ハ明治二十二年四月一日ヨリ施行ス、但沖繩県及東京府管轄小笠原島伊豆七島ニハ当分ノ施行ヲセス

『法令全書』

4 明治22年3月 市町村が徴収する国税

朕、市町村長ヲシテ国税ノ徴収ヲ為サシムルノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年三月十三日

勅令第三十三号(官報三月十四日)

左ニ掲クル国税ハ、明治二十二年三月法律第九号国税徴収法第三條第一項ニ依リ市町村長之ヲ徴収スヘシ

一 所得税

一 酒造税則附則自家用料酒鑑札料

- 一 菓子税中製造税、製造營業税、卸売營業税、小売營業税
- 一 烟草税中製造營業税、仲買營業税、小売營業税
- 一 売薬税中營業税
- 一 船税
- 一 車税
- 一 牛馬売買免許税
- 一 銃獵免許税

『法令全書』

5 明治22年4月 国税滞納処分法案

官房第二三三号

現行ノ租税不納処分規則タルヤ、抵償トスヘキ財産ノ範圍狹隘ナルヲ以テ、他ニ財産アルモ之ヲ差押フルコト能ハス、為メニ国庫ノ損失ニ帰スルモノ尠カラサルノミナラス、所得税不納ノ如キニ至テハ之ヲ制裁スルニ由ナシ、又地租不納ノ場合ニ在テハ、不納者ニ於テ他ニ財産ヲ有スルニ拘ハラズ、直ニ其土地ヲ公売スルハ頗ル民産ヲ重セサルノ実アリ、皆宜シク今日ニ改正セサルヘカラサル缺典ナリ、況ンヤ曩ニ国税徴収法ノ制定アリ、今当ニ其不納処分法ノ制定ナカルヘカラス、仍テ別冊国税滞納処分法案ヲ提出シ茲ニ閣議ヲ乞フ

明治二十二年四月二十日

大蔵大臣伯爵 松方正義印

明治廿二年四月十八日刊

国 税 滞 納 処 分 法 附 説 明

国税滞納処分法

第一条 国税ノ滞納ニ係ルモノハ関税ヲ除ク外、総テ此法律ニ拠テ処分ス

本条ハ此法律ニ拠テ処分スヘキ租税ノ範圍ヲ定メタルモノニシテ、別ニ説明ヲ要セス

第二条 国税ヲ其納期限内ニ完納セサル者アルトキハ、収入官吏ヨリ督促令状ヲ発スヘシ

財産ヲ差押フルニ先チ督促令状ヲ発スルモノハ、納期ヲ経過スレハ直チニ其財産ヲ差押ルカ如キハ、之ヲ普通法

ニ照スモ允当ナラサルヲ以テ、本条ノ規定ヲ設ク

第三条 滞納者督促令状ヲ受タル日より五日以内ニ税金ヲ完納セサルトキハ、其財産ヲ差押ヘ売却シテ之ヲ徴収スヘ

シ

本条ノ財産トハ指定シテ課税シタルモノト否トヲ問ハス、総テ滞納者ノ所有ニ係ル一般ノ財産ヲ云フ、此ノ如ク一般ノ財産ニ及ホスノ制ヲ採取シタルモノハ、従来ノ如ク指定シテ課税シタル財産ヲ以テ抵償トスルニ止ムルトキハ、其範圍狹隘ニシテ遂ニ国庫ノ損失ニ帰スルモノ尠ナカラス、又地租滞納ノ場合ノ如キハ他ニ抵償トスヘキ財産アルニ拘ハラズ、直チニ其土地ヲ公売シ頗ル民産ヲ重セサルノ実アリ、故ニ其抵償範圍ヲ拡メテ一般ノ財産ニ及ホシ、差押ノ順序制限ヲ立テ、一ハ国庫ノ権利ヲ保全シ、一ハ成ルヘク民産ヲ傷ケサラントスルニ在リ

第四条 滞納者ノ納税義務ハ滞納処分済ヲ以テ終ルモノトス

滞納者ノ納税義務ヲ滞納処分済ニ止メタルモノハ、固ト租税ノ義務タル民事上ノ義務トハ自カラ其性質ヲ異ニスルヲ以テ、仮令ヒ処分ノ未尚ホ義務ノ残余アルモ、現在其所有スル財産ニ止メテ完結シ、将来ノ財産ハ之ヲ問ハサル精神ニ出ツ

第五条 処分費滞納税金ニ付テハ、総テ他ノ債主ニ対シ先取権アルモノトス、但滞納シタル税金ノ納期限ヨリ一ケ年前ニ質入書入ト為シタル財産ニ関シ、其債主ニ対シテハ此限ニアラス

第六条ニ依リ徴収スル税金モ亦同シ

本条ハ国税徴収法第十四条第十五条ノ精神ニ基キ、滞納処分費滞納税金ニ関シテ国库ノ先取権ヲ規定シタルモノニシテ別ニ説明ヲ要セス

第六条 酒類醬油造石税ニ付滞納処分ヲ為ストキハ、未タ其納期ニ至ラサルモ其課額既ニ定マリタル税金ハ、滞納税金ト併セテ之ヲ徴収スヘシ

本条モ亦国税徴収法第十四条第二項ノ精神ニ基キタルモノニシテ、別ニ説明ヲ要セス

第七条 財産差押ヲ為ストキハ、府県知事若クハ郡長ヨリ差押命令書ヲ發シ、收税官吏ヲシテ之ヲ執行セシムヘシ

本条ハ滞納処分ニ関シ財産差押ヲ命令スヘキ当該官ヲ定メ、以テ此処分権ノ帰スル所ヲ明ニシ、併セテ其命令ニ依リ差押ヲ執行スヘキ吏員ヲ定メタルモノナリ

第八条 財産ヲ差押フルニハ処分費税金ニ充ル金額ヲ目途トシ、通貨ヲ先ニシ次ニ左ノ順序ニ從ヒ其物件ノ売却代価ヲ見積リ逐次次項ニ及スヘシ、但第一第二第三ノ物件ハ事宜ニ依リ順序ニ拘ハラス之ヲ差押フルコトヲ得

第一 地金銀、公債証書、株券、手形、其他ノ証券

第二 農業工業上ノ生産物、商業上ノ売品

第三 第一第二掲ケサル動産、一月以内ニ收穫シ得ヘキ土地ノ生産物

第四 債主権

第五 不動産

第六 質屋營業者ヘ質入シタル動産ヲ除クノ外、他ヘ質入書入ト為シタル財産

本法ハ一般ノ財産ヲ差押フルヲ得ルノ制ナルヲ以テ、其差押ノ順序定限ヲ立テサルヘカラス、本条ハ乃チ其順序定限ヲ規定シタルモノトス、而シテ其動産ヲ先ニシ不動産ヲ後ニセシモノハ、不動産ヲ重スルノ精神ニ出ルモノニシテ、欧米各国ノ例ニ徴スルモ皆然ラサルハナシ、又同シク動産ニシテ第一第二ノ順序ヲ立テタルモノハ、差押売却ヲ為スニ便ナルカ為メト、課税ノ抵償ニ充ツヘキ性質ヲ斟酌セシトニ由ル、然レトモ實際其順序ヲ先後スルヲ便ナリトスル場合ナキヲ保タス、故ニ但書ヲ加フ

質屋營業者ヘ質入シタル動産ヲ除キタルモノハ、本案ニ於テハ此質入ヲ以テ買戻ノ条件ヲ付シタル売買ト看做スニ由ル

財産ヲ差押フルニハ処分費税金ニ充ル金額ヲ目途トシ、其定限以外ニ差押ヲ及ホスヘカラサルハ本条ノ精神ナリト雖トモ、差押フヘキ物件ニシテ分割スヘカラサルモノ、又ハ分割スレハ価値ヲ減スヘキモノハ、其定限ニ超フル価格アルモ其全部ヲ差押フルヲ得ヘキ便ナカルヘカラス、故ニ此等差押ノ執行上ニ関スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定メント欲ス

第九条 主タル物件ノ差押ハ其物件ヨリ生スル利益又ハ生産物ニモ其効力ヲ及ホスモノトス

本条ハ普通法ノ原則ヲ適用シタルモノニシテ、別ニ説明ヲ要セス

第十条 第八條第一第二第三ノ物件ニシテ滞納者所用ノ家屋倉庫其他、滞納者所用ノ場所ニ現在スルモノハ、滞納者ノ所有ニ非サル旨ヲ申告スト雖モ、其証拠分明ナラサルトキハ之ヲ差押フルコトヲ得

本條ノ理由ハ第八條第一第二第三ニ掲クル物件ニシテ滞納者ノ家屋倉庫等ニ現在スルモノハ、所謂動産ニ関シテハ之ヲ所持スルヲ以テ其所有權ヲ証ストノ原則ニ依リ滞納者ノ所有ト看做シ、仮令ヒ滞納者ニ於テ自己ノ所有ニ非ラサル旨ヲ申告スト雖トモ、其証拠分明ナラサル以上ハ之ヲ差押フルヲ得ヘキノ活法ヲ設ケ、以テ隱蔽ノ弊ヲ防キタルナリ、然レトモ不動産ヲ除キ他ニ充分ノ物件存在スルニ於テハ、固ヨリ本條ニ依ルヲ要セサルノ精神ナリトス

第十一条 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一 滞納者及其同居家族ノ生活上缺クヘカラサル時服、寢具、什器及廚具

第二 滞納者及其同居家族ノ人口ヲ量リ、三十日間ノ生活ニ必要ナル食料及薪炭

第三 実印

第四 祭祀ニ必要ナル物品及石碑、墓地

第五 滞納者ノ家ニ必要ナル系譜、日記、書付類

第六 滞納者及其同居家族ノ身分ニ必要ナル制服、祭服、法衣

第七 勲章其他名譽ノ章票

第八 文武ノ官職ニ必要ナル物品

第九 修学上必要ノ教科書、器具

第十 発明ニ係ル未定ノ物品、未タ発行セサル著訳書類

第十一 滞納者ノ同居家族ニシテ財産ヲ共通セサル者ノ所有ニ係ル物件、但所得税ニ関シテハ此限ニ在ラス

現行ノ租税不納処分法ハ指定シテ賦課シタル財産ヲ公売スルニ止マルト雖トモ、本法ハ挙テ一般ノ財産ニ及ホスノ制ナルヲ以テ、不抵償物ノ制限ヲ設ケサルヘカラス、本条ハ乃チ其制限ヲ設ケタルナリ

時服、寢具、什器及ヒ厨具ハ現ニ用ユル所ノ生活上畷クヘカラサル須要品ニ限り之ヲ取除クノ精神ニシテ、現ニ用ユト雖トモ生活上畷クヘカラサル須要品ト認メサルモノハ差押フルヲ得ルモノトス

祭祀ニ必要ナル物品トハ、滞納者ノ家ニ祀ル所ノ神体、仏像、及ヒ其神仏用一切ノ器具ヲ云ヒ、修学上必要ノ教科書、器具トハ、滞納者及其同居家族ノ就学上現ニ用ユル所ノ教科書及器具ヲ云フ

第十二条 左ニ掲クル物件ハ、他ニ処分費税金ヲ償フニ足ルヘキ物件存在スルトキハ、滞納者ノ選択ニ依リ差押ヲ為サ、ルコトヲ得

第一 農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬並ニ其飼料

第二 職業ニ必要ナル器具及材料

本条ノ精神ハ第八条ニ定メタル差押ノ順序ニ拘ハラス、滞納者ニ於テ其職業ニ必要ト認ムル物件ノ取除ヲ選ムヲ得セシムルノ便法ヲ設ケタルモノナリ、然ルニ本条ニ掲クル物件ハ現行民事身代限処分法等ニ拠レハ、其価額ノ総計五十円ニ超過セサルモノハ差押ノ限外ナルヲ以テ、本条ノ規定ハ苛酷ニ渉ルニ似タリト雖トモ、從來ノ実驗ニ徴スルニ租税ヲ滞納スル者ハ概ネ皆薄資者ナリトス、故ニ若シ前条ニ掲クル物件ノ外尚ホ本条ノ物件五十円マテヲ差押ノ限外トセハ、他ニ差押フヘキ物件ナク到底徴収ノ実ヲ舉ルヲ得サルニ至ルヘシ、殊ニ船車税ノ如キハ此患最モ甚シトス、是レ普通法ト其衡ヲ同フスヘカラサル所以ナリ

第十三条 差押フヘキ物件ノ価額処分費ヲ償フテ剩余ヲ得ル見込ナキモノハ差押ヲ為スニ及ハス

売却スルモ其代金僅ニ処分費ヲ償フテ剰余ヲ得ル見込ナキ瑣細ノ物品ノ外他ニ差押フヘキ物件ナキトキハ、之ヲ差押フルモ固ヨリ益ナキヲ以テ、寧ロ差押ヲ為サスシテ滞納者ノ財産ヲ傷ケサルニ如カス、故ニ本条ヲ設ク

第十四条 収入官吏財産差押ヲ為ストキハ差押命令書ヲ携帶シ、滞納者ノ求ニ応シテ之ヲ示スヘシ

第七条ニ規定セルカ如ク、府県知事若クハ郡長ヨリ差押命令書ヲ發スルニ非レハ財産差押ヲ為スコトヲ得ス、故ニ本条収入官吏ヲシテ滞納者ノ求ニ応シ差押命令書ヲ出示セシムルモノハ、此命令書ヲ受ケ職權ヲ以テ差押ヲ為スコトヲ証明セシメンカ為メナリ

第十五条 収入官吏ハ財産差押ヲ為スタメ滞納者ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルコトヲ得

滞納者ニ於テ他人ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ物件ヲ藏匿スルノ疑アルトキハ、収入官吏其場所ニ立入り取調ヲ為スコトヲ得

収入官吏滞納者又ハ他人ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルハ日出ヨリ日没マテノ時間ニ限ルヘシ

本条第一項第二項ノ場合ニ於テハ、固ヨリ家宅搜索ノ必要アルヲ以テ特ニ之ヲ定メタルナリ

第三項ハ人民ノ安寧ヲ保護センカ為メ、夜間ノ搜索ヲ禁シタルモノニシテ、普通法ノ原則ニ從フモノトス

第十六条 収入官吏滞納者又ハ他人ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルトキハ、滞納者若クハ其同居家族又ハ其所用者若クハ其同居家族ヲシテ立会ハシムヘシ、若シ滞納者又ハ所用者及家族トモ不在ナルトキハ、隣佑一名以上ヲシテ立会ハシムヘシ

本条ハ家宅搜索ノ場合ニ於ケル立会人ヲ規定シタルモノニシテ、本人若クハ其同居家族在宅ナルトキハ之ヲ立会ハシメ、別ニ立会人ヲ要セスト雖トモ其在不在ノトキハ見証人ナキヲ以テ隣佑一名以上ノ立会ヲ要シタルナリ

第十七条 財産ヲ差押ヘタルトキハ収入官吏差押調書ヲ作り、立会人ト共ニ署名捺印シ、其謄本ヲ立会人ニ交付スヘシ

シ

本条差押調書ヲ要スルモノハ差押ノ事由差押物件ノ種目數量ヲ明ニシテ、官民双方ノ為メ差押ノ証憑ト為スニ在リ、故ニ立会人ト共ニ署名捺印シテ其正本ハ收入官吏ノ手ニ存シ、其謄本ヲ立会人ニ交付スヘキコトニ定メタルナリ

第十八条 債主権ヲ差押ヘタル場合ニ於テハ、收入官吏ヨリ義務者ニ対シ差押ノ通知ヲ為スヘシ

義務者前項ノ通知ニ拘ハラス義務ヲ履行シタルトキハ、其効ナキモノトス

本条第一項債主権ヲ差押ヘタル場合ニ於テ、義務者ニ対スル通知ヲ必要トスルモノハ、蓋シ其通知ヲ為サ、ルニ於テハ、義務者滞納者ニ対シ其義務ヲ履行スルモ固ヨリ有効ナルヲ以テ差押ノ効ナケレハナリ

第二項ハ乃チ前項通知ノ制裁ヲ掲ケタルモノナリ

第十九条 他ヘ質入書入ト為シタル財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テハ、收入官吏ハ差押物件、処分費、税金額、及売却ノ期日ヲ其債主ニ通知スヘシ

滞納者ヨリ他ヘ質入書入ト為シタル財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ、其債主自己ノ権利ヲ保全センカ為メ処分費税金ヲ完納シテ差押ノ解除ヲ求ムルトキハ、固ヨリ其権利ヲ害スヘカラス、然ルニ債主若シ差押ノ事由ヲ知ラサレハ其権利ヲ保全スルニ由ナシ、故ニ本条ヲ設ク、但通知ニ関スル条規ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メントス

第二十条 滞納者ニ於テ売却決行ノ五日前マテニ処分費税金ヲ完納スルトキハ、其物件ノ差押ヲ解クヘシ

第三者ヨリ滞納者ノ為メニ前項ノ金額ヲ代納シタルトキ亦同シ

滞納者若クハ第三者即チ債主等ヨリ処分費税金ヲ完納シテ差押ノ解除ヲ求ムルトキハ、固ヨリ之ヲ解除セサルヘカラス、何トナレハ差押ノ目的ハ税金ノ徴収ヲ得ルニ止マレハナリ、然レトモ差押ノ解除ヲ以テ売却決行ノ五日

前マテト限リタルモノハ、売却ノ期ニ迫テ其請求ヲ許シ公売ヲ取消ストキハ、買受望人ニ対シテ信ヲ失スルノ嫌アリ、随テ一般公売上ニ支障ヲ来タスコト尠カラス、且ツ公売決行ノ五日前マテニハ其請求ヲ為ス二十分ノ時日アルヲ以テナリ

第二十一条 第十条ノ場合ニ於テ差押物件ノ取戻ヲ請求セントスル第三者ハ、売却決行ノ五日前マテニ所有主タルノ証憑ヲ具ヘテ收入官吏ニ其取戻ヲ請求スヘシ

本条ニ記スル第三者トハ、第十条ノ場合ニ於テ滞納者ノ所有ニアラサル旨ヲ申告セル物件ヲ差押ヘタルトキ其物件ノ所有主ヲ云フ、此等ノ者果シテ其所有主タルノ証憑明確ナルニ於テハ、其物件ノ取戻ヲ請求スルヲ得ヘキコト勿論トス、故ニ本条ハ其請求ノ手續ヲ定メタルナリ、但当初其物件ヲ差押ヘタルハ固ヨリ其者ノ所有タルノ証據分明ナラサルニ因リ之ヲ差押ヘタルモノナレハ、其者ニ対シテハ別ニ通知ノ手續ヲ為サ、ルナリ、故ニ其者ハ滞納者ヨリノ通知若クハ売却ノ公告ニ依テ自カラ知り得タルトキ、本条ニ拠リ其取戻ヲ請求スヘキモノトス

第二十二条 差押物件ハ入札若クハ競売ノ方法ヲ以テ之ヲ公売スルモノトス

法律規則ニ拠リ取扱ニ制限アル物件ハ、其營業人ニ対スルノ外之ヲ売却スルコトヲ得ス

前項ノ物件及ヒ見積価額一円未満ノ差押物件ハ公売ニ付セス、評価ヲ以テ之ヲ売却スルコトヲ得

本条第一項ハ差押物件売却ノ方法ヲ規定シタルモノニシテ、第二項第三項ノ物件ヲ除外シテ公売ニ付スルヲ以テ一般ノ規則ト為シ、而シテ公売ハ入札若クハ競売ノ方法ヲ以テスヘキコトニ定メタルナリ、但公売ニ要スル条件即チ公告ノ方法公売ノ場所期日等ノ如キハ、総テ勅令ヲ以テ之ヲ定ムル精神ナリ

第二項ノ法律規則ニ依リ取扱ニ制限アル物件トハ、諸印紙、郵便電信切手、火薬爆発物銃砲、製造煙草未製造煙草、度量衡等ノ類ヲ云フ、此等ノ物件ニ関シテハ各々其取締規則上一定ノ取扱人アルカ故ニ特ニ之ヲ明掲シタル

ナリ、又第三項ノ取扱ニ制限アル物件及ヒ見積価額一円未満ノ物件ノ如キハ、一ハ之ヲ公売ニ付スルトキハ、徒
ニ手数ヲ要スルノミナラス、或ハ其代金ヲ以テ費用ヲ償フニ足ラサルナキヲ保チ難ク、一ハ買受人ニ制限アルヲ
以テ必シモ公売ニ付シ難キカ故ニ例外ト為シタルモノトス

第二十三条 債主権ヲ差押ヘタル場合ニ於テハ、義務者其義務ヲ認メタル後之ヲ公売スヘシ、若シ義務者其義務ヲ認
メサルトキハ、收入官吏ハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得

債主権ヲ差押ヘタル場合ニ於テ恰モ其義務ノ弁済期限ニ際シ義務者ヨリ直チニ其義務ヲ履行スルトキハ、固ヨリ
公売ニ付スルヲ要セスト雖トモ、若シ然ラサルトキハ之ヲ公売ニ付セサルヲ得ス、然ルニ債主権ハ他ノ有形動産
ト異ナリテ直チニ公売スルヲ得ヘキニ非ラス、義務者其義務ヲ認ムルカ又ハ裁判ヲ經テ其義務ノ確定シタル後
始メテ価ヲ生シ公売スルヲ得ルモノナルカ故ニ本条ノ規定ヲ設ケタルナリ

第二十四条 債主権ヲ差押ヘ之ヲ公売スルトキハ、該債主権ハ其買受人ニ移ルモノトス

本条ハ債主権買受人ノ権利ヲ確保センカ為メニ設ケタルモノニシテ、別ニ説明ヲ要セス

第二十五条 売却ヲ為スニ当リ、買受望人ナキカ又ハ政府ノ予定価格ニ達セサルトキハ、処分費税金ニ超過セサル代
価ヲ以テ其物件ヲ政府ニ買上ケ、其代金ヲ処分費税金ニ充ルコトヲ得

現行不納処分規則ニ在テハ、財産公売ノ際買受望人ナキトキハ該財産ヲ官没スルノ制ニシテ、苟モ買受望人アル
トキハ其価格如何ニ低廉ナリト雖トモ、他ニ競争者ナキニ於テハ之ニ売渡サ、ルヲ得サルカ為メニ、奸黠ノ徒私
利ヲ逞フシ、官民ノ損失ヲ来スコト尠カラス、故ニ本条ハ買受望人ナク、又ハ之アルモ予定ノ価格ニ達セサルト
キハ、更ニ公売ニ付シ已ムヲ得サルニ至テ政府ニ買上クルモノト規定シ、以テ買受人ヲ刺衝シ不当ノ低価ヲ提供
スルコト能ハサラシメント欲スルナリ

第二十六条 差押物件ノ売却代金及差押ヘタル通貨ハ処分費税金ニ充テ、尚ホ残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ還付スヘシ

本条ハ差押物件ノ売却代金及ヒ差押ヘタル通貨ノ処分方ヲ規定シタルモノニシテ、別ニ説明ヲ要セス、但其物件質入書入ト為シタルモノナルトキハ、第五条ニ定メタル先取權ノ順序ニ依リ先ツ処分費税金ヲ控除シテ、次ニ其負債金額ニ充ルマテヲ債主ニ交付シ、又ハ先ツ負債金額ニ充ルマテヲ債主ニ交付シテ、次ニ処分費税金ヲ控除シ、仍ホ残余アルトキ之ヲ滞納者ニ還付スルノ精神ナレトモ、此等ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メント欲ス、又売却ヲ終リタルトキ売却調書ヲ製シ、其謄本ヲ滞納者及ヒ債主ニ交付スヘキ手續ヲ要スレトモ、此等モ勅令ニ讓ル精神ナリ

第二十七条 滞納処分費ハ左ニ掲クル費目ニシテ、督促令状手数料ヲ除ク外實際支弁スルモノヲ云フ

第一 督促令状手数料

第二 差押調書及売却調書調製費

第三 滞納者又ハ其債主若クハ義務者ニ対スル通信費

第四 評価人看守人又ハ競売人ノ給料

第五 差押物件ノ運搬保管又ハ売却ニ要スル諸費

第六 公告費

第七 訴訟ニ要スル諸費

本条ハ滞納処分費ノ費目ヲ定メタルモノニシテ、本条ノ掲目外ニ要スルモノアルモ処分費トシテ之ヲ控除スルヲ得サルヲ示シ、又此費目中ト雖トモ必スシモ其各目ノ費用ヲ要スヘキニ非ラサルカ故ニ、(實際支弁スルモノ)

ノ文字ヲ加ヘタルモノトス、且ツ費額ノ如キハ時所ニ依テ同シカラサルモノナルニ因リ、總テ收入官吏ニ一任スルノ精神ナリ

評価人看守人又ハ競売人ノ給料トハ、第八条第二十二條第三項等ノ場合ニ於テ、其物件ノ価額ヲ見積ル為メ評価人ヲ要シ、或ハ差押物件保護ノ為メ看守人ヲ要シ、或ハ公売ヲ為スニ當テ競売人ヲ要スルトキ、此等ノ者ニ与フル給料ヲ云フ

差押物件ノ運搬ニ要スル諸費トハ、差押ノ後他ノ場所ニ運搬シ、或ハ公売ノトキ其場所ニ運搬スルカ如キ費用、其他生産物ノ刈取或ハ荷造等ノ費用ヲ云ヒ、保管ニ要スル諸費トハ保管人ノ手当金并ニ藏敷借地料等ノ類ヲ云ヒ、保存ニ要スル諸費トハ、酒類醬油菓子又ハ果実類ノ腐敗ヲ予防スル為メ、若クハ容器ノ破損修理等ニ要シタル費用ヲ云ヒ、売却ニ要スル諸費トハ、公売ノトキ其場所ニ充ル為メ家屋倉庫等ヲ借入ル、ノ必要アル場合等ノ費用ヲ云フ

公告費トハ売却公告ノ費用ヲ云ヒ、訴訟ニ要スル諸費トハ第二十三條ノ場合等ノ費用ヲ云フ

第二十八條 督促令状手数料ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

督促令状手数料ハ若シ之ヲ実費トスルトキハ、予シメ其費額ヲ定メテ令状送達ノトキ本人ニ通達スルヲ得サルノ不便アルノミナラス、計算上頗ル煩雜ニ渉ルヲ免レス、故ニ勅令ヲ以テ其額ヲ一定セント欲スルナリ

第二十九條 收入官吏其職務ヲ行フニ當リ、故意ノ手段ヲ以テ財産ノ差押若クハ取調ヲ妨ケ、又ハ故ナクシテ第十六條ノ立会ニ応セサル者ハ、二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

本條ハ收入官吏ノ職務ヲ行フニ當リ、別ニ暴行又ハ脅迫ヲ以テセス、唯故意ニ妨害ヲ為シ或ハ立会ヲ拒ミテ其職務ヲ行フ能ハサラシムル場合ヲ予見シタルモノニシテ、其罰金ヲ二円以上二十円以下ト定メタルハ、刑法第

百三十九条ノ付加刑ニ照シテ斟酌ヲ加ヘタルモノナリ、但其暴行脅迫ヲ以テ收入官吏ニ抗拒シタル場合ノ如キハ、刑法ノ正条ニ拠ルヘキコト勿論トス

第三十条 滞納処分ニ際シ財産ヲ藏匿脱漏シ、又ハ虚偽ノ質入書人ヲ為シタル者ハ、一月以上二年以下ノ重禁固ニ処ス

差押物件ノ保管者其保管ニ係ル物件ヲ藏匿脱漏費消、若クハ毀損シタル者モ亦同シ

情ヲ知テ前二項ノ所為ヲ幫助シ、又ハ虚偽ノ質入書人ヲ承諾シタル者ハ各本刑ニ一等ヲ減ス

從來不納処分ノ際往々種々ノ手段ヲ用ヒテ財産ヲ藏匿脱漏シ、其差押ヲ免カル、モノアリト雖トモ、刑法ニ正条ナク且他ニ罰例ナキヲ以テ之ヲ制裁スルヲ得ス、為メニ官損ヲ来スモノ尠シトセス、故ニ本条之レカ制裁ヲ設ケタルモノトス、而シテ本条第一項ノ罪ハ刑法第三百八十八条ノ罪ト甚タ其性質ヲ同フスト雖トモ、該条ノ刑ハ之ヲ徴税上ノ制裁ニ適用スルハ蓋シ重キニ失スルヲ以テ、茲ニ其衷ヲ取り本項ノ刑ヲ定メタルモノトス

第二項ハ滞納者若クハ其同居家族又ハ他人ヲシテ差押物件ヲ保管セシメタル場合ニ於ケル犯罪ノ制裁ヲ設ケタルモノニシテ、蓋シ本項ノ犯罪ハ刑法第三百九十五条及第三百九十六条ニ拠テ論スヘキニ似タリト雖トモ、第三百九十五条ハ受寄財物又ハ委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消シタル者ヲ罰スルノ正条ナルヲ以テ、直ニ之ヲ以テ官ヨリ保管セシメタル財産ヲ藏匿脱漏若クハ毀損シタル者ニ適用スヘキニ非ラス、又滞納者ヲシテ保管セシメタル場合ニ在テ第三百九十六条ヲ適用セントスルニハ、仮令ヒ之ヲ適用シ得ルトスルモ、權衡上該条ノ但書ニ拠ラサルヲ得サルカ故ニ、是亦其刑ノ重キニ失スルヲ以テ之ヲ適用シ難シ、故ニ特ニ之カ正条ヲ設ケタルモノトス、而シテ其刑ヲ一月以上二年以下ノ重禁固ト定メタルハ、本項ノ罪タル他人ヲシテ保管セシメタル場合ニ在テハ刑法第三百九十五条ノ罪ト其性質ヲ同フシ、又滞納者ヲシテ保管セシメタル場合ニ在テハ本条第一項ノ罪ト其情状

ヲ同フスルヲ以テナリ

第三十一条 此法律ハ明治 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス、但沖繩県及東京府管轄小笠原島伊豆七島ハ当分之ヲ施行セ
ス

第三十二条 現行法令中此法律ニ抵触スル条項ハ都テ廃止ス

別紙司法大臣之意見書差出候間、可然御取計相成度、此段申進候也

明治廿二年九月四日

菊地司法大臣秘書官

谷森内閣書記官殿

一 滞納処分ヲ始メタル後、普通裁判ノ執行起ルトキ

此場合ニ於テ其事件ヲ裁判所ニ移スコトヲ要セサルコトハ前日ノ意見書中ニ陳述セシ所ナリ、故ニ此場合ニ於テハ行政官吏ハ滞納処分法ニ循テ其職ヲ執行スルヲ得ヘキハ勿論ナリト雖トモ、全ク裁判所ト交渉スルコトヲ要セスト云フコトハ之レナカルヘシ、何トナレハ普通裁判所ニ起ル訴件ノ執行アリテ、其通知ヲ受ケタルトキハ行政官庁ニ於テ公売代金中ヨリ滞納処分費及ヒ滞納税金ヲ引去リ、残金アルトキハ之ヲ納税者ニ還付セスシテ裁判所ニ送致セサルヘカラサルモノナレハナリ、然ルニ本法中此等ノ規定アラサルヲ以テ、之ヲ明記セラレシコトヲ冀望スル所以ナリ

一 普通裁判所ノ執行ヲ始メタル後滞納処分ノ起ルトキ

本年三月公布国税徴収法第十四条ハ納税者カ他ノ負債ニ依リ身代限処分ヲ受ケタル場合ニ於テハ、納税ニ付キ期限ノ利益ヲ失ヒ、納期ニ先チテ徴収セラルヘシトノ事ヲ規定シタルモノニシテ、執行処分ハ普通裁判所ニテ為スカ、将タ行政官庁ニテ為スカノ管轄ヲ明定セラレス、又仮リニ同条ハ納期ノ既ニ到リタル場合ニモ適用スルモノトスルモ、納税者タルモノ身代限処分ヲ受クルニアラスシテ、財産ノ一部ヲ差押ヘラレタル場合ニ於テハ如何スヘキヤ、執法者其処分ニ苦マサルヲ得サルノミナラス、實際多少ノ紛議ヲ免カレ難カルヘシ、是レ本法中ニ其管轄ヲ明定スルヲ要スル所以ナリ

一 第十一條

既ニ第一項中ニ述ヘタル如ク、滞納処分ヲ始メタル後普通裁判ノ執行アルトキハ、公売代金中ヨリ滞納処分費及ヒ滞納税金ヲ引去リ残金アルニモ拘ハラズ、裁判所ニ於テハ更ニ執行ノ手續ヲ始メサルヘカラストスルトキハ、従前ノ手續ニ背クノミナラス重複ノ手續ヲ要ス、故ニ残金アルトキハ行政官庁ヨリ之ヲ普通裁判所ニ送致セサルヘカラス、然ルニ本法ニ於テ差押フコトヲ得ヘキ物件中ニハ訴訟法草按ニ於テハ差押フコトヲ得サル物件ヲ包含スルヲ以テ、其残金中ニハ普通債主ノ分配ヲ受クヘカラサル性質ノ金額ヲ包含スルニ至ルヘシ、前日ノ意見書中ニモ縷述セシ如ク、之ヲ普通債主ニ分配スレハ不条理タルヲ免レス、兩種ノ金額ヲ區別シテ分配セントスレハ争訟ヲ惹起スルノ恐レアルカ故ニ、本法ニ於テ差押フコトヲ得サル物件ハ少クモ訴訟法草按ト同一ナランコトヲ冀望シタル義ナレトモ、訴訟法草按ハ成典ニアラサルヲ以テ他日頒布セラル、ニ至リ、本法ノ之ニ抵触スル箇所ハ改正ス可シトノ義ナラハ異議ナシ

本案国税滞納処分法案ヲ独逸「ライン」州及ヒ「ウエストファーレン」州ノ徴税法ニ比照スルニ、大同小異其主義同

一ナルモノニシテ、就中普通訴訟手續ニ類似セル差押命令書ヲ発スル官権ノ如キ該法ニ在リテモ、亦タ金庫官吏トモ訳スヘキ「カスセンベアムテ」ナル官吏之ヲ発スルモノトス、概シテ本案ノ大体ニ就テハ異論ナシト雖トモ、普通裁判ノ執行ト滞納処分ト并ヒ起ルノ場合ニ就テ聊意見ヲ左ニ陳述シ、以テ付箋ニ換フ

第五条 本条ハ滞納処分費及ヒ滞納税金ニ付テハ他ノ債主ニ対シ先取権アルモノトス、書入質入等ノ債主ニ対シ先取特権アルハ勿論ナレトモ、租税ノ滞納ト一個人ニ対スル通常民事ノ訴訟ト并ヒ起リ、之ヲ執行スルニ当リテハ普通民事裁判執行ニ関スル費用ハ処分費及ヒ税金ヨリモ先取権アルモノトセサルヲ得ス、何トナレハ差押等ノ如キ執行費用ハ独リ普通裁判所ニ訴ヲ起シタル訴訟人ノ利益ノミナラス、滞納者ニ対シテ処分ヲ行フ所ノ国库モ亦共ニ利益シ、即チ共同ノ利益ノ為メニ費シタルモノナルヲ以テ、彼ノ書入質入ト同視スルコトヲ得サルナリ

第十一条 本条ハ差押フルコトヲ得サル物件ヲ掲クルモノナルモ、之ヲ訴訟法草案第五百八十条ニ対照スレハ、其第

三第四第六第七ノ(正文ハ參照ニ在リ)如キ物品ヲ記載セス、尤モ本案第十二条ニ農具又ハ職業ニ必要ナル器具等ノ記載アリ

ト雖トモ、個ハ差押フ可カラサル物件トシテ記載シタルニアラス、要スルニ本案ニ於テ差押フ可カラサル物件トナシタル区域ハ、訴訟法草案ニ於ケルヨリモ頗ル狭隘ナリトス、是ヨリシテ普通裁判ノ執行ト滞納処分ヲ并ヒ行フノ場合ニ於テ不都合ナル結果ヲ生スルコトアルヘシ、普通裁判ノ執行ト該処分トハ全ク各別ニ之ヲ行フコトヲ得ス、孰レカ一方ニ於テ之ヲ行ハサルヘカラス、然ルトキハ本法ニ依リ差押ヘタル物件ヲ公売シ、其代金中ヨリ租税ヲ引去リ其残額ヲ他ノ債主ニ分配スルトキハ、訴訟法ニ依リテハ權利ナキ物件ノ代価ヲ以テ義務ノ抵償トスルニ当リ、甚タシキ不条理ヲ見ルニ至ルヘシ、又租税ノ為メニハ差押ヘテ売却スルコトヲ得ル物品ノ代価ト普通ノ債権ノ為ニハ売却スルコトヲ得サル物件ノ代価トヲ分チテ分配スル如キハ、行フコト能ハサルニハアラサルヘケレトモ、手續煩多ニ涉リ之レカ為メ一ノ争訟ヲ惹起スルニ至ルヘシ、故ニ差押フコトヲ得サル物件ハ少クモ訴訟法草案ト同一ナ

ランコトヲ希望ス

第四十条

第二項ハ売却シタル物件ノ代金ヲ分配スルノ順序ヲ定メタルモノナルカ、第五条ニ付キ述ヘタル如ク執行ニ関スル費用ハ税金ヨリモ先取スルモノトスレハ、本項ノ順序モ亦從テ修正セサルヘカラス

○追加スヘキ条項

本案ニ於テハ普通裁判所ノ裁判執行ト滞納処分ト並ヒ起ルノ場合ニ於テ、公売及分配等ヲ行フヘキ官権ハ何レニアルヤヲ規定シタル所ナシト雖トモ、是レ亦緊要ノ事項ナルヲ以テ宜シク之ヲ追加セサルヘカラス

従前ノ振合ニ依レハ身代限抵当物公売又ハ財産差押受ケタルモノ租税ノ滞納アルトキハ、行政官署ヨリ其旨ヲ裁判所ニ照会シ其官署ニテ公売処分ヲ為シ、裁判所ハ右公売ノ費用及ヒ税金ヲ引去リタル残額ヲ行政官署ヨリ受取り、之ヲ権利者ニ配布スルノ手續ヲ為ス、若シ裁判所ニ於テ既ニ財産公売ノ揭示ヲ為シタル以後ニ在リテ滞納処分ヲ行フトキハ、裁判所ニテ公売ノ処分ヲ終結シ滞納金額ヲ行政官署ニ引渡スモノトス、抑行政官署ニ於テ滞納アリトシテ人民ノ財産ヲ公売スル等ノ事ヲ行フハ一ノ裁判権ヲ行フモノニシテ、實際ノ便宜上ニ出テ本来ハ裁判所ニ於テ総テ此処分ヲ為スヘキモノナラン、然ラハ今裁判所ニ於テ普通裁判ノ執行ヲ為スニ当リ、一方ニ滞納処分ヲ行フノ必要ヲ生スルトキハ、之ヲ裁判所ニ移シテ共ニ処理セシムルヲ至当ナリトス、尤モ訴訟審理中ニシテ未タ裁判ナキ以前ニ滞納アリタルトキハ、行政官権ノミニテ処分シ事件ヲ裁判所ニ移スニ及ハスト雖モ、既ニ裁判所ニ於テ執行ヲ始メタルトキニ当リテハ、總テ処分ヲ裁判所ニ移シ法ニ從テ債主ニ分配セシム可シ、若シ然ラストシ普通裁判所ヨリ行政官署ニ事件ヲ移スモノトスレハ、其分配ヲ受クル債主若クハ第三者ニ於テ異議ヲ生シタル場合ノ如キハ、裁判所ニ裁定ヲ仰カサルヲ得ス、然ルニ裁判所ハ執行ノ状況ヲ知ルコト能ハサルヲ以テ、極メテ不都合ヲ見ルニ至ラ

ン、依リテ通常裁判所ニ於テ裁判ノ執行中滞納ノモノアルトキハ其裁判所ニ於テ処分シ、滞納処分費及ヒ税金ヲ公
売代金中ヨリ行政官署ニ送付スヘキノ意ヲ以テ、本案ニ追加アランコトヲ希望ス

○本案中ニ滞納処分ニ対シ不服アル者ノ冤ヲ伸ルノ方法ヲ明ニスル所ナシ、手続ニ関シテハ上長官ニ抗告シ權利義務
ニ関シテハ裁判所ニ出訴セシムルノ意ヲ以テ追補アランコトヲ希望ス

参照

訴訟法草案

第五百八十条 左ニ掲クル物品ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一 衣服、寢具、家具及ヒ厨具、但此物品カ債務者及ヒ其家族ノ為メ缺ク可カラサルトキニ限ル

第二 債務者及ヒ其家族ニ必要ナル一ヶ月間ノ食料及ヒ薪炭

第三 技術者、職工、労役者及ヒ隠婆ニ在テハ其營業上缺ク可カラサル物品

第四 農業者ニ在テハ農業上缺ク可カラサル農具、家畜、肥料、及ヒ次ノ收穫マテ農業ヲ続行スル為メ缺ク可カラ
サル農産物

第五 文武ノ官吏、神職、僧侶、公立教育場教師、弁護士、公証人及ヒ医師ニ在テハ、其職業ヲ管理シ又ハ其職業
ヲ執行スル為メ缺ク可カラサル物品、並ニ身分相当ノ衣服

第六 文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立教育場教師ニ在テハ、差押ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支払マテノ時間ニ於
テ職務上ノ収入又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサル部分ニ相当スル金額

第七 薬舗ニ在テハ調薬ヲ為ス為メ缺ク可カラサル器具及ヒ薬品

第八 勲章及ヒ名譽ノ証標

第九 実印、其他職業ニ必要ナル印

第十 神体、仏像、其他礼拝ノ用ニ供スル物品

第十一 系譜

第十二 債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル稿本

第十三 債務者及ヒ其家族カ学校ニ於テ使用ニ供スル書籍

然レトモ債務者ノ承諾アルトキハ、第三号乃至第八号ニ掲ケタル物品ヲ除クノ外、之ヲ差押フルコトヲ得ス

司法省意見ニ対ス

本家中普通裁判ノ執行ト滞納処分ト並発スル場合ニ関シ規定スル所アラサルハ、必要ナラスト思考セシニ由ル、今其並発スル場合ヲ考フルニ左ノ二ニ出テス

一 普通裁判ノ執行ヲ始メタル後滞納処分ノ起ルトキ

一 滞納処分ヲ始メタル後普通裁判ノ執行起ルトキ

右第二ノ場合ニ於テハ、行政官庁ニ於テハ普通裁判ノ執行アルニ拘ラス滞納処分ヲ行ヒ、財産ヲ差押フルコトヲ為サ、ルヘカラス、故ニ此場合ニ於テハ行政官吏ハ此滞納処分法ニ循フテ其職ヲ執行スレハ足レリ、裁判所ト交渉スルコトヲ要セサルナリ

第一ノ場合ニ於テハ、裁判執行ノ為メニ財産差押アルトキハ行政官吏ハ滞納処分ノ為メニ更ニ差押ヲ為スコトヲ得ス、必ス裁判所ニ申立テ其分配ニ預ルハ当然ノ事ナリトス、故ニ本家中ニ於テ此等ノ規定ヲ条載スルハ必要ナラストス、

此精神ハ本年三月公布国税徴収法中ニモ言明スル所ニシテ、即其第十四条ニ納税人他ノ負債ニ依リ身代限りノ処分ヲ受クルトキ、其既ニ徴税令書ヲ発シタルモノアルトキハ、未タ納期ニ至ラサルモ他ノ債主ニ先チ其税金ヲ徴収スヘシトアリ、即チ裁判執行着手ノ後滞納処分ヲ行ハントスルハ、蓋シ此十四条ノ場合ニシテ、既ニ裁判所ニ於テ財産差押ヲ執行スル上ハ行政官吏ハ更ニ本法ニ依リテ差押ヲ行フコトヲ要セス、又差押ヲ行フコトヲ得サルナリ、是ヲ以テ裁判所ニ於テ財産差押ニ着手シタル場合ニ於テ租税ノ滞納アルモ、本法ヲ適用スル限ニ在ラスシテ国税徴収法ニ依リ先取權ヲ有スレハ足レリトス

右ノ理由ニ依リ裁判執行ト滞納処分ト並發スルノ場合ハ、本案ニ於テ規定スルノ必要ナシト認定ス

本案第十一条差押フルコトヲ得サル物件ヲ訴訟法草案按ニ対照スレハ多少ノ差異アルヲ以テ、之ヲ訴訟法草案按ト同一ニスヘシト云フト雖トモ、本案ハ行政権内ノ処分ニシテ、民事契約ノ執行ト同視スヘキモノニ非サレハ、彼此同一ナラサルモ毫モ妨アルヲ見ス、且前述ノ如ク本案ノ処分ト裁判執行ノ差押ト並ヒ行フノ場合アルヘカラス、故ニ本案ハ此俟ニ据置キ差支ナシ、但他日訴訟法制定セラレタル上愈不都合ナレハ本法ヲ改メテ訴訟ニ依ラシムルモ未タ晩シトセサルナリ

滞納処分ニ不服アル者ノ冤ヲ伸フル方法ヲ規定セスト云フト雖トモ、其不服アル者裁判所ニ出訴スルヲ得ルハ普通權利ニシテ、特ニ本案ニ規定セサルヘカラスノ必要ナシ、且本案第四十二条ニ滞納処分執行ニ関シ不服アリテ出訴スルモノアルモ、其処分ノ執行ヲ停止セストアルヲ見レハ、充分ニ出訴ノ權利ヲ認ムルコト明カナリ、故ニ特ニ出訴ノ權利アルコトヲ規定スルヲ要セス、又上長官ニ抗告スルコトハ徒ニ無用ノ手数ヲ煩ハスノ恐アリ、蓋シ右ノ如ク出訴スルモ処分ノ執行ヲ停止スヘカラス、況ンヤ其抗告ニ於テハ固ヨリ之ヲ停止スヘカラス、之ヲ停止セサルトキハ抗告スルモ其益ナカルヘシ、唯煩雜ヲ増スノミ

6 明治22年9月 国税徴収法の改正

朕、国税徴収法中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年九月二十一日

内閣総理大臣 伯爵 黒田清隆
大蔵大臣 伯爵 松方正義

法律第二十三号（官報九月二十四日）

明治二十二年三月法律第九号国税徴収法第八条左ノ通改正ス

第八条 地租及勅令ニ依リ市町村ニ於テ徴収スヘキ国税ヲ徴収スルトキハ市町村ニ対シ、其他ノ国税ヲ徴収スルトキハ各納税人ニ対シ府県知事徴税令書ヲ発スヘシ

〔法令全書〕

7 明治22年12月 国税滞納処分法の公布

朕、国税滞納処分法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年十二月二十日

内閣総理大臣 公爵 三条実美
大蔵大臣 伯爵 松方正義

法律第三十二号(官報十二月二十一日)

国税滞納処分法

第一章 総則

第一条 国税ノ滞納ニ係ルモノハ関税ヲ除クノ外、総テ此法律ニ依テ処分ス

第二条 国税ヲ其納期限ヲ過キ完納セサル者アルトキハ、収入官吏ヨリ督促令状ヲ発スヘシ

督促令状ヲ発スルトキハ、手数料トシテ一通ニ付金三錢ヲ徴収スヘシ

第三条 滞納者督促令状ヲ受タル日ヨリ五日以内ニ税金ヲ完納セサルトキハ、其所有財産ヲ差押ヘ売却シテ之ヲ徴収スヘシ

第四条 滞納者ノ納税義務ハ滞納処分済ヲ以テ終ルモノトス

第五条 滞納者財産ノ価格処分費ヲ償フテ剰余ヲ得ル見込ナキトキハ差押ヲ為スコトヲ得ス、此場合ニ於テモ亦前条ニ同シ

第六条 滞納処分費滞納税金ニ付テハ他ノ債主ニ対シ先取權アルモノトス、但滞納シタル税金ノ納期限ヨリ一箇年前ニ質入書入ト為シタル財産ニ付テハ此限ニ在ラス

第七条 酒類醬油造石税ニ付滞納処分ヲ為ストキ、其課額既ニ定マリタル税金ハ、未タ其納期ニ至ラサルモ滞納税金ト併セテ之ヲ徴収スヘシ

第八条 滞納処分費ハ左ニ掲クル費目ニシテ、督促令状手数料ヲ除クノ外、實際支弁スルモノヲ云フ

第一 督促令状手数料

第二 差押調書及売却調書調製費

第三 滞納者又ハ其債主、若クハ負債者ニ対スル通信費

第四 評価人看守人又ハ競売人ノ給料

第五 差押物件ノ運搬保管、又ハ売却ニ要スル諸費

第六 公告費

第七 訴訟ニ要スル諸費

第九条 滞納者ニ於テ売却決行ノ前日マテニ処分費税金ヲ完納スルトキハ、其財産ノ差押ヲ解クヘシ

第三者ヨリ滞納者ノ為メニ前項ノ金額ヲ代納シタルトキ亦同シ

第十条 滞納処分執行ニ関シ不服アリテ出訴スル者アルモ、其処分ノ執行ヲ停止セス

第十一条 収入官吏ノ収入管轄地外ニ於テ滞納処分ヲ為スコトヲ要スルトキハ、収入官吏ヨリ其処分ヲ為スヘキ地ノ

収入官吏ニ之ヲ囑託スルコトヲ得、但他ノ地方管内ニ係ルトキハ、収入官吏ハ其所屬長官ヲ經テ囑託ノ手續ヲ為ス
モノトス

第二章 差押

第十二条 財産差押ヲ為ストキハ、地方長官ヨリ差押命令書ヲ發シ、収入官吏ヲシテ之ヲ執行セシムヘシ

第十三条 財産差押ヲ為ストキハ、処分費税金ニ充ル金額ヲ目途トシ、通貨ヲ先ニシ次ニ左ノ順序ニ從ヒ其物件ノ売却代価ヲ見積リ逐次差押ヲ為スヘシ、但第一第二第三ノ物件ハ時宜ニ依リ順序ニ拘ハラス之ヲ差押フルコトヲ得、又物件ノ分割スヘカラサルモノ及分割スレハ価値ヲ減スヘシト認ムルモノハ、其全部ヲ差押フルコトヲ得

第一 地金銀、公債証書、株券、手形、其他ノ証券

第二 農業其他營業上ノ生産物、製造物及売品

第三 第一第二掲ケサル動産、及一月以内ニ収獲シ得ヘキ土地ノ生産物

第四 債主権

第五 不動産

第六 質入書入ト為シタル財産、但質屋營業者ニ質入シタル動産ヲ除ク

第十四条 主タル物件ノ差押ハ、其物件ヨリ生スル利益又ハ生産物ニモ其効力ヲ及ホスモノトス

第十五条 滞納処分着手以前ニ裁判執行ノ為メニ滞納者ノ財産一部ヲ差押ヘラレタル場合ニ於テハ、其残部ヲ差押フ

ヘシ、其売却代価処分費税金ニ対シ不足ナルヘシト認ムルトキハ、該裁判所ニ照会シテ其不足金額ヲ請求スヘシ

第十六条 第十三条第一第二ノ物件ニシテ、滞納者所有ノ家屋倉庫其他、滞納者所用ノ場所ニ現在スルモノハ、

滞納者ノ所有ニ非サル旨ヲ申告スト雖モ、其証拠分明ナラサルトキハ之ヲ差押フルコトヲ得

第十七条 前条ノ場合ニ於テ差押物件ノ取戻ヲ請求セントスル者ハ、売却決行ノ五日前マテニ所有主タルノ証憑ヲ具

ヘテ收入官吏ニ其取戻ヲ請求スヘシ

第十八条 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一 滞納者及其同居家族ノ生活上缺クヘカラサル衣服、寢具、家具及廚具

第二 滞納者及其同居家族ノ人口ヲ量リ、三十日間ノ生活ニ必要ナル食料及薪炭

第三 実印

第四 祭祀ニ必要ナル物品及石碑、墓地

第五 滞納者ノ家ニ必要ナル系譜、日記、書付類

第六 滞納者及其同居家族ノ身分ニ必要ナル制服、祭服、法衣

第七 勲章其他名譽ノ章票

第八 修学上必要ナル教科書、器具

第九 発明ニ係ル未定ノ物品、未タ発行セサル著訳書類

第十 滞納者ノ同居家族ノ財産ニシテ、一箇年前ニ官簿ニ記載シタルモノ、若クハ一箇年前ニ記名シタル公債証券

株券、手形、其他ノ証券

但、所得税ニ関シテハ此限ニ在ラス

第十九条 左ニ掲クル物件ハ、他ニ処分費税金ヲ償フニ足ルヘキ物件存在スルトキハ、滞納者ノ選択ニ依リ差押ヲ為サ、ルモノトス

第一 農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬並ニ其飼料

第二 職業ニ必要ナル器具及材料

第二十条 収入官吏ハ財産差押ヲ為スタメ、滞納者ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルトコトヲ得

滞納者他人ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ物件ヲ藏匿スト思料スルトキハ、収入官吏其場所ニ立入り取調ヲ為スコトヲ得
収入官吏滞納者又ハ他人ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルハ、日出ヨリ日没マテノ時間ニ限ルヘシ

第二十一条 収入官吏滞納者ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルトキハ滞納者若クハ其同居家族、他人ノ家屋倉庫其他ノ場所ニ立入ルトキハ、其所用者若クハ其同居家族ヲシテ立会ハシムヘシ

滞納者又ハ所用者及其同居家族トモ不在ナルトキハ、隣佑一名以上又ハ市町村若クハ警察ノ吏員ヲシテ立会ハシム

ヘシ

第二十二條 收入官吏ハ財産差押ヲ為スニ当リ、門戸倉庫房室及筐匣等ノ閉鎖シアルトキハ、之ヲ開カシメ又ハ自ら之ヲ開クコトヲ得

第二十三條 收入官吏財産差押ヲ為ストキハ差押命令書ヲ携帯シ、滞納者若クハ立会人ノ求ニ依リ之ヲ示スヘシ

第二十四條 財産ヲ差押ヘタルトキハ收入官吏其差押調書ヲ作り、立会人ト共ニ署名捺印シ、其謄本ヲ立会人ニ交付スヘシ

第二十五條 通貨及第十三條第一ノ物件ヲ差押ヘタルトキハ、封印シテ其地ノ市町村長ニ預ケ、第十三條第二以下ノ物件ヲ差押ヘタルトキハ、其目錄ヲ添テ其地ノ市町村長ニ之ヲ預ケ、其預リ証書ヲ取ルヘシ

第二十六條 左ノ場合ニ於テハ、滞納者又ハ其同居家族ヲシテ差押物件ノ保管ヲ為サシムルコトヲ得

第一 收入官吏ニ於テ必要ト認ムルトキ

第二 運搬ニ困難ナルトキ、又ハ多額ノ運搬費ヲ要スルトキ

此場合ニ於テハ封印又ハ其他ノ方法ニ依リ差押物件タルコトヲ明ニスヘシ、又必要ナル場合ニ於テハ看守人ヲ置クヘシ

第二十七條 債主權ヲ差押ヘタル場合ニ於テハ、收入官吏ヨリ負債者ニ對シ差押ノ通知ヲ為スヘシ

負債者前項ノ通知ヲ受ケタル後、滞納者ニ對シ其義務ヲ履行シタルトキハ、其履行ノ効ナキモノトス

第二十八條 不動産及船舶ヲ差押ヘタルトキハ、收入官吏ハ所轄登記所ニ照会シテ差押ノ記入ヲ受クヘシ

第二十九條 質入書入ト為シタル財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テハ、收入官吏ハ差押物件、処分費、税金額及売却決行ノ期日ヲ其債主ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ当リ其債主ニ於テ処分費税金ヲ完納シタルトキハ其差押ヲ解クヘシ

第三章 売却

第三十条 財産差押ノ手續ヲ終リタルトキハ、收入官吏ハ其翌日ヨリ三日以後五日以内ニ売却公告ノ手續ヲ為スヘシ
売却ノ公告ハ左ノ場所ニ掲示シテ三日以上之ヲ為スヘシ

第一 課税地ノ郡市役所及区役所、若クハ町村役場ノ掲示場

第二 物件所在ノ場所

売却物件ノ価多額ナルカ又ハ滞納者ノ請求アルカ、又ハ收入官吏必要ト認ムル場合ニ於テハ、前項ニ掲クル場所ノ外近傍人民群集地ニ掲示シ、又ハ其地方ノ新聞紙ニ其要件ヲ公告スルコトアルヘシ

第三十一条 差押物件ハ入札若クハ競売ノ方法ヲ以テ之ヲ公売スルモノトス、但法律規則ニ依リ取扱ニ制限アル物件ハ此限ニ在ラス

前項但書ノ物件及予定総価格一円未満ノ差押物件ハ、公売ニ付セス評価ヲ以テ之ヲ売却スルコトヲ得

第三十二条 差押物件ヲ売却セントスルトキハ、收入官吏ニ於テ其物件ノ価格ヲ予定シ之ヲ封書トシ、入札若クハ競売ノ場所ニ置クヘシ

第三十三条 売却ハ差押物件所在ノ市町村内ニ於テ之ヲ為スヘシ、但收入官吏ニ於テ必要ナリト認ムルトキハ、他ノ地ニ於テ之ヲ売却スルコトヲ得

第三十四条 滞納者及売却ヲ為ス地方ノ税務ニ関スル官吏雇員ハ、直接ト間接トヲ問ハス其売却物件ヲ買受ルコトヲ得ス

第三十五条 第十三条第一第二第三ノ物件ハ公告ノ日ヨリ十日以外、第四第五第六ノ物件ハ二十日以外ニ於テ売却ヲ

為スヘシ

第三十六条 差押物件損敗シ易キモノ、又ハ多額ノ保存費ヲ要スルモノ、又ハ其価額ヲ著シク減少スルノ恐アルモノナルトキハ、前条ノ日限ニ拘ハラズ之ヲ売却スルコトヲ得

第三十七条 収獲前ニ差押ヘタル生産物ハ、其成熟ノ後之ヲ売却スヘシ

第三十八条 債主権ヲ差押ヘタル場合ニ於テハ、負債者其義務ヲ認メタル後之ヲ売却スヘシ、若シ負債者其義務ヲ認メサルトキハ、收入官吏ハ其差押ヲ解キ更ニ他ノ物件ヲ差押フルコトヲ得

負債者其義務ヲ認メサル場合ニ於テ、他ニ差押フヘキ物件ナキトキハ、收入官吏ハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十九条 不動産及船舶ノ公売ハ入札ヲ以テ之ヲ為スヘシ

第四十条 売却ヲ為スニ当リ買受望人ナキカ、又ハ其買受価額カ予定価格ニ達セサルトキハ、收入官吏ハ其予定価格ノ幾分ヲ減シテ更ニ予定価格ヲ定メ再公売ヲ為スヘシ、此場合ニ於テ尚ホ買受望人ナキカ、又ハ其買受価額尚ホ予定価格ニ達セサルトキハ、其予定価格ヲ以テ其物件ヲ政府ニ買上ケ、其代金ヲ処分費税金ニ充ツヘシ

第十三条但書ニ依リ差押ヘタル全部ノ物件ヲ政府ニ買上ケタル場合ニ於テ、其代金ヲ処分費税金ニ充テ、尚ホ残余アルトキハ第四十三条ニ依リテ処分スヘシ

第四十一条 売却ヲ終リタルトキハ收入官吏ハ売却調書ヲ製シ、買受人ト共ニ署名捺印シテ其謄本ヲ滞納者ニ交付スヘシ、質入書入ノ物件ヲ売却シタル場合ニ於テハ、其債主ニモ其謄本ヲ交付スヘシ

買受人売却調書ニ署名捺印スルコト能ハサルトキハ、其事由ヲ記載スヘシ
債主権ヲ売却シタル場合ニ於テハ、負債者ニ買受人ノ住所氏名ヲ通知スヘシ

第四十二条 売却シタル物件登記ヲ要スルモノナルトキハ、收入官吏ハ落札達書及代金完納ノ証書ヲ買受人ニ交付ス

ヘシ

第四十三条 差押物件ノ売却代金及差押ヘタル通貨ハ処分費税金ニ充テ、尚ホ残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ還付スヘシ

売却シタル物件質入書入ト為シタルモノナルトキハ、其代金ヨリ先ツ処分費税金ヲ控除シ、次ニ其負債金額ニ充ルマテヲ債主ニ交付シ、尚ホ残余アレハ之ヲ滞納者ニ還付スヘシ、若シ滞納税金ノ納期限ヨリ一箇年前ニ質入書入ト為シタルモノナルトキハ、其代金ヨリ先ツ其負債金額ニ充ルマテヲ債主ニ交付シ、次ニ処分費税金ヲ控除シ、尚ホ残余アレハ之ヲ滞納者ニ還付スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ滞納者ニ対シ裁判ノ執行アルトキハ、其残余金ハ該裁判所ニ送付スヘシ

第四十四条 債主ニ交付スヘキ金額ハ、売却調書ノ謄本及計算書ヲ滞納者ニ交付シタル後五日ヲ経テ之ヲ交付スヘシ、若シ五日以内ニ滞納者ヨリ異議ヲ申立ルトキハ、其事由ヲ債主ニ通知シ、双方連署ノ書面又ハ確定裁判ノ言渡書ヲ以テ、其金額受取方ヲ申出タルトキ之ヲ交付スヘシ

第四章 送達

第四十五条 滞納処分ニ関シ滞納者又ハ其債主、若クハ負債者ニ対シ書類ヲ送達スルニハ、使丁ヲシテ之ヲ送達セシムヘシ、但送達ヲ受クヘキ者遠隔ノ地ニ在ル場合ニ於テハ、書留郵便ヲ以テ送達スルコトヲ得

第四十六条 使丁ハ送達書類ヲ本人ニ渡スヘシ、本人不在ナルトキハ同居人ニ渡スヘシ

使丁ハ送達書類ヲ受取リタル者ヨリ領収書ヲ取りテ収入官吏ニ差出スヘシ、若シ受取人領収書ヲ記スルコト能ハサルトキハ、使丁代テ之ヲ記シ、其旨ヲ付記シテ捺印セシムヘシ

第四十七条 送達ヲ為スニ当リ、本人不在ニシテ且本人ニ代リテ受取ルヘキ者アラサルトキハ、送達書類ヲ其地ノ市

町村長ニ渡シ、市町村長ハ其書類ヲ受取人ニ渡シ、其領收書ヲ取りテ收入官吏ニ差出スヘシ

第四十八条 市町村長ニ於テ相当ノ処置ヲ為スモ、書類ヲ受取人ニ渡スコト能ハサルトキハ公示スヘシ

公示ハ送達スヘキ書類ノ要旨ヲ摘記シテ、之ヲ其本人所在地ノ市役所若クハ区役所、若クハ町村役場ノ揭示場ニ三日間揭示スルモノトス

前項ノ揭示ヲ為シタル日ヨリ五日ヲ經過スルトキハ、書類ノ送達アリタルモノト看做スヘシ

第四十九条 郵便ヲ以テ書類ヲ送達スルニ当リ、受取人ノ住居不分明ニシテ配達スルコト能ハサルトキハ、收入官吏ハ其書類ヲ市町村長ニ送致シ、市町村長ハ前二条ニ依リ処分スヘシ

第五章 罰則

第五十条 正当ノ理由ナクシテ第二十一条第一項ノ立会ニ応セサル者ハ、二円以上十円以下ノ罰金ニ処ス

第五十一条 滞納処分ニ対シ財産ヲ藏匿脱漏シ、又ハ虚偽ノ契約ヲ為シタル者ハ、一月以上二年以下ノ重禁錮ニ処ス

差押物件ノ保管者其保管ニ係ル物件ヲ藏匿脱漏費消、若クハ故意ニ毀損シタル者モ亦同シ
情ヲ知テ前二項ノ所為ヲ幫助シ、又ハ虚偽ノ契約ヲ承諾シタル者ハ、各本刑ニ一等ヲ減ス

附則

第五十二条 市町村制ヲ施行セサル土地ニ在テハ、市町村長ノ職務ハ区戸長之ヲ行フヘシ

第五十三条 此法律ハ明治二十三年一月一日ヨリ施行ス、但沖繩県及東京府管轄小笠原島伊豆七島ハ之ヲ施行セズ
第五十四条 明治十年第七十九号布告、及現行法令中此法律ニ抵触スル条項ハ總テ廃止ス